

基礎疾患保有者への新型コロナウイルス対応についての意見書

このたび新型コロナウイルス対応の中で、厚労省からの注意喚起として、通常は37.5度以上の高熱が4日続いた場合だが、基礎疾患のある方は2日続くと保健センターに連絡した後に病院を紹介され、新型コロナウイルス感染を判定する検査（PCR）を受けることになる。

基礎疾患のある方は重症化のおそれが強く、その対策が強く求められるところである。例えば、重症化のおそれがある基礎疾患の一つとして透析患者が挙げられている。既に感染対策のマニュアルとして、隣のベッドとは2メートル以上離して透析治療を受けることになっているが、判定が出るまでの間も透析患者は1日置きに透析を受けなければならず、もし陽性患者が出た場合、透析施設の患者、職員の方々への感染が危惧され、その施設では透析治療ができなくなる可能性もある。

政府は、基礎疾患がある方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、透析患者及び妊産婦等の専門治療を実施でき、かつ新型コロナウイルス感染疾患の受け入れも可能である医療機関を早急に設定するよう、各都道府県等に通達しているが、ほとんどの地域において対応できていないのが実情である。

そこで、そうした基礎疾患を持つ方の対応に際し、下記の事項について、今一度徹底されるよう早急に取り組みされることを要望する。

記

新型コロナウイルスで陽性が出た場合の恒常的医療が必要な方への医療体制を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月23日

岡 崎 市 議 会